

刈谷訪問看護ステーション 重要事項説明書

1. ステーションの概要

- (1) 設置主体 医療法人 豊田会
- (2) 開設日 平成7年9月29日
- (3) 名称 刈谷訪問看護ステーション
- (4) 所在地 愛知県刈谷市野田新町1丁目101番地
- (5) 電話番号 TEL:0566-25-8196 Fax: 0566-25-8358
- (6) 介護保険事業所番号 2362990018
指定年月日 平成14年4月1日
- (7) 管理責任者 所長:吉里 朋子
- (8) 職員構成
看護師 常勤16名(所長含む、うち4名は病棟と兼務)
理学療法士・作業療法士 5名(病院と兼務)
状況に応じて職員の若干名の増減あり
協力医師
刈谷豊田総合病院各科医師、刈谷豊田東病院医師、高浜豊田病院医師、刈谷医師会、東浦医師会等近隣医師会
- (9) 訪問実施地域・サービス提供地域
刈谷市(井ヶ谷町を除く)、知立市全域
その他は要相談とする(訪問看護ステーションから半径10km以内の範囲、対象地域以外の場合は交通費が1回300円となる)。
- (10) 営業日
月曜日から金曜日(刈谷豊田東病院の営業日に準ずる。)
但し、国民の祝日、法律に規定する休日、および12月29日~1月3日を除く。
※医療ケアが必要な場合は、相談に応じてサービスの提供が可能。
営業時間
平日 午前8時30分~午後5時00分

2. ステーションの方針

住み慣れた“わが家”で安心して過ごしていただけるようお手伝いします。

- (1) 訪問看護に必要な知識、技術、人間性を身につけ、利用者に喜んで頂ける質の高いサービスの提供をします。
- (2) かかりつけ医との連携を図り、利用者が安心して在宅療養ができるよう支援します。
- (3) 地域の保健、医療、福祉との連携を密にし、利用者に必要なサービスが広がるよう努めます。
- (4) 医療機関と併設の特徴を生かし、常に連携を図り利用者の状況に対応できるよう関わります。
- (5) 利用者の自立を支援し、理学療法士・作業療法士による訪問リハビリに力を注ぎます。
- (6) 訪問看護依頼に速やかに対応し、利用者の不安の軽減を図り、在宅療養を支援するよう心がけます。

3. ステーションの特徴

- (1) 刈谷豊田総合病院の皮膚科医師の協力により、かかりつけ医と連携を図り往診を行い褥瘡の予防、治療に力を注ぎます。
- (2) かかりつけ医師の指示により、刈谷豊田東病院の放射線技師と共に伺い、在宅でレントゲン

撮影を行います。

(3) 退院直後より医療処置、ターミナルケアなどが必要な利用者及び家族への支援を専門的に行います。

(4) 利用者及び家族のプライバシーを尊重し、相談、助言、精神的支援を行います。

4. 緊急時の連絡体制について

(1) 24時間連絡体制をとり、全員が携帯電話を24時間持参し電話での相談に応じます。

(2) 定期の訪問看護以外に緊急訪問を希望される場合は、緊急時訪問看護契約が必要になります。

5. 訪問看護の実施について

(1) 訪問看護を受ける場合は必ずかかりつけ医が必要です。医師の訪問看護指示書に従って訪問看護を実施します。

(2) かかりつけ医師に対して訪問看護計画書、訪問看護報告書を発行します。

(3) 時間外の訪問についてはその都度協議し、必要時対応します。

(4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

6. 訪問看護内容

- | | |
|------------------|----------------------------|
| (1) 病状の観察と病状悪化予防 | (2) 清潔援助(全身清拭、陰部洗浄、洗髪、足浴等) |
| (3) 褥瘡の処置と予防 | (4) 人工呼吸器療法・酸素療法の管理 |
| (5) 中心静脈栄養・点滴の管理 | (6) 経管栄養の管理 |
| (7) 膀胱留置カテーテルの管理 | (8) ストーマ(人工肛門・人工膀胱など)の管理 |
| (9) 終末期の看護 | (10) 認知症の看護 |
| (11) 腹膜透析の看護 | (12) 医師の指示による医療処置 |
| (13) 医師との連絡・調整 | (14) リハビリテーション |

(15) 訪問リハビリ(訪問看護業務の一環としてのリハビリテーションで、看護師の代わりに理学療法士・作業療法士が訪問します。看護師と連携し、訪問サービスを提供します。)

7. 苦情対応

(1) 訪問看護に関する相談、要望、苦情は所長が対応します。

窓 口 刈谷訪問看護ステーション

受付時間 月～金曜日 8:30～17:00

電 話 0566-25-8196 Fax: 0566-25-8358

緊急、休日等の対応には所長が24時間を通じて対応します。

(2) 介護保険に関する苦情等(居在地の市町村介護保険相談窓口)

刈谷市長寿課(電話 0566-62-1013)

愛知県国民健康保険団体連合会介護福祉課苦情相談室(電話 052-971-4165)

8. 第三者評価の実施

刈谷訪問看護ステーションは、第三者評価を受審しています。

実施年月日: 2023年2月10日

評価機関名称: 公益社団法人 愛知県看護協会

評価結果開示状況: 開示している